

小美玉市告示第 1 1 4 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項に基づき，令和 2 年度小美玉市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

令和 2 年 4 月 2 7 日

小美玉市長 島 田 穰 一

令和 2 年度 小美玉市一般廃棄物処理実施計画

1 処理計画区域

小美玉市全域

2 処理計画人口

50,525 人（令和 2 年 4 月 1 日現在 / 住民基本台帳人口）

3 計画実施期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日

4 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

(1) ごみ

(単位：t)

区域	区分	種類	家庭系		事業系		計		
			R2	R1	R2	R1	R2	R1	比較
小川・玉里地区	可燃	燃えるごみ	7,391	6,373	1,360	1,540	8,751	7,913	838
	不燃	金属類	212	202	4	2	216	204	12
		ガラスびん	167	180	7	8	174	188	-14
		陶磁器類	69	71	-	-	69	71	-2
		有害ごみ	6	6	-	-	6	6	-
		小計	454	459	11	10	465	469	-4
	資源	古紙類	170	190	-	-	170	190	-20
		ペットボトル	35	40	-	-	35	40	-5
		小計	205	230	-	-	205	230	-25
	粗大	粗大ごみ	52	54	-	-	52	54	-2
集団	集団回収(資源)	20	25	-	-	20	25	-5	
計			8,122	7,141	1,371	1,550	9,493	8,691	802
一人あたり(単位Kg)			325	282	55	61	379	344	36
美野里地区	可燃	燃えるごみ	5,934	5,857	1,178	1,122	7,112	6,979	133
	不燃	金属類	180	204	12	14	192	218	-26
		ガラスびん	139	155	2	6	141	161	-20
		陶磁器類	66	46	-	2	66	48	18
		小計	385	405	14	22	399	427	-28
	資源	古紙類	169	177	-	-	169	177	-8
		ペットボトル	21	18	-	-	21	18	3
		小計	190	195	-	-	190	195	-5
	粗大	粗大ごみ	7	6	-	-	7	6	1
	集団	集団回収(資源)	200	230	-	-	200	230	-30
計			6,716	6,693	1,192	1,144	7,908	7,837	71
一人あたり(単位Kg)			263	261	47	45	310	306	4
合計	可燃	燃えるごみ	13,325	12,230	2,538	2,662	15,863	14,892	971
	不燃	金属類	392	406	16	16	408	422	-14
		ガラスびん	306	335	9	14	315	349	-34
		陶磁器類	135	117	-	2	135	119	16
		有害ごみ	6	6	-	-	6	6	-
		小計	839	864	25	32	864	896	-32
	資源	古紙類	339	367	-	-	339	367	-28
		ペットボトル	56	58	-	-	56	58	-2
		小計	395	425	-	-	395	425	-30
	粗大	粗大ごみ	59	60	-	-	59	60	-1
集団	集団回収(資源)	220	255	-	-	220	255	-35	
計			14,838	13,834	2,563	2,694	17,401	16,528	873
一人あたり(単位Kg)			294	272	51	53	365	346	18

※各組合実施計画(令和2年度版)等をもとに算出

(2) 動物の死体

(単位:頭)

年度	小川・玉里地区			美野里地区			小計			合計
	犬	猫	その他	犬	猫	その他	犬	猫	その他	
R2 計画	3	42	30	5	47	25	8	89	55	152
R1 計画	3	42	30	5	45	25	8	87	55	150
H30 計画	3	40	30	5	45	25	8	85	55	148

※市道上のみ。国・県道は含まない。

(3) し尿及び浄化槽汚泥

(単位:kℓ)

年度	小川・玉里地区		美野里地区		計		
	し尿	浄化槽汚泥	し尿	浄化槽汚泥	し尿	浄化槽汚泥	計
R2 計画	950	7,800	1,029	6,208	1,979	14,008	15,987
R1 計画	900	6,800	1,029	6,046	1,929	12,846	14,775
H30 計画	1,100	6,900	1,029	6,046	2,129	12,946	15,075

※浄化槽汚泥には、農業集落排水汚泥を含む。

(4) 特定家庭用機器 (小川・玉里地区のみ)

(単位:台)

年度	テレビ	エアコン	洗濯機	冷蔵庫	計
R2 計画	15	5	10	25	55
R1 計画	15	5	10	25	55
H30 計画	15	5	10	25	55

5 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(1) 市

① 分別収集体制の整備

- ア 可燃ごみ・不燃ごみ等分別収集の徹底を図る。
- イ 可燃性資源化物の回収を図る。
- ウ 集団資源ごみ回収への支援を行う。

② リサイクルの促進等

- ア 資源化施設の効率化を図る。
- イ 再生品の普及・使用拡大を図る。

③ 住民意識の啓発

- ア ごみ減量化に対する住民意識の徹底を図る。
- イ 普及・啓発のための情報の提供を行う。
- ウ 生ごみの自家処理を推進するため生ごみ処理器(コンポスト)等の補助により堆肥化利用を促進する。

④ 小型家電・古布の回収

- ア 小型家電・古布の拠点回収，回収イベントを実施する。

(2) 住民

① ごみ排出量の削減

- ア ごみの排出量を可能な限り減らすように工夫する。
- イ 過剰包装商品の購入を自粛する。
- ウ 生ごみの自家処理を進める。

② 適性排出の実施

- ア 市の定めるごみの分別収集を厳守し、資源回収やごみの適性処理に協力する。
- イ 特定家庭用機器再商品化法に規定する商品の適性排出を行う。

③ 環境に配慮した消費活動の推進

- ア リサイクルしやすい商品の選択。
- イ 再生品の積極的使用により廃棄物の再生利用を図る。

(3) 事業者

- ① 製品の製造にあたっては、適性処理が困難とならないよう事前の評価を行い、リサイクルしやすい製品づくりを進める。
- ② 使い捨て商品、容器の製造、販売を自粛する。
- ③ リターナブル容器の使用、製品の製造を拡大する。
- ④ 再生資源の利用を拡大する。
- ⑤ 包装の簡素化に努める。
- ⑥ リターナブル容器使用商品を増やす。
- ⑦ 広告チラシの量の削減。
- ⑧ 事務用紙、コピー用紙等再生品の使用を拡大する。
- ⑨ 事業活動に伴って生じた廃棄物は、自らの責任において適正に処理する。

6 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

(1) 市が委託して収集するごみ (家庭系ごみ)

① 小川・玉里地区：12 分別

- ア 燃えるごみ
- イ カン・金属類
- ウ 無色のびん
- エ 茶色のびん
- オ その他のびん
- カ 古紙類 (新聞, 雑誌, ダンボール)
- キ ペットボトル
- ク ガラス・陶磁器類
- ケ 蛍光灯・電球
- コ 粗大ごみ

② 美野里地区：11 分別

- ア 燃えるごみ
- イ カン・金属類
- ウ 無色のびん
- エ 茶色のびん
- オ その他のびん
- カ 古紙類 (新聞, 雑誌, ダンボール)
- キ ペットボトル
- ク ガラス・陶磁器類
- ケ 粗大ごみ (小型金属のもの)

(2) 市の処理施設へ自ら搬入するか, 又は市が許可する業者に依頼して収集するごみ

① 小川・玉里地区

- ア 事業系ごみ
- イ し尿及び浄化槽汚泥
- ウ 動物の死体
- エ 引越しなどで一時的に出る多量の家庭ごみ

② 美野里地区

- ア 事業系ごみ
- イ し尿及び浄化槽汚泥
- ウ 動物の死体
- エ 粗大ごみ
- オ 引越しなどで一時的に出る多量の家庭ごみ

(3) 特定家庭用機器

基本的には、家電小売店に引取りを求め、又は特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第17条に規定する指定取引所に自ら搬入することを原則とするが、小川・玉里地区に限っては、市が収集運搬を行うこともできる。

ア テレビ

イ エアコン

ウ 洗濯機・衣類乾燥機

エ 冷蔵庫・冷凍庫

(4) 小型家電・古布の回収

ア 市内公共施設に回収ボックスを設置する。

イ 回収イベントを実施し回収する。

7 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) ごみの収集運搬計画

① 市の委託による収集運搬方法

種類	収集方法	小川地区	玉里地区	美野里地区
燃えるごみ	ステーション	週2回		
カン・金属類		月2回		月3回
ガラスびん(無, 茶, 他)		各色 月1回		各色 隔月1回
古紙類		月2回		月2回
ペットボトル		月2回		
ガラス・陶磁器類		月1回		隔月1回
蛍光灯・電球		月1回		※
粗大ごみ	戸別	月1回		※
特定家庭用機器		月1回		—

※カン金属類と一緒に収集

② 収集運搬を委託する業者(美野里地区に限り茨城美野里環境組合からの委託)

区域	業者の名称	種類	所在地
小川	小川運輸 有限会社	一般・粗大ごみ	小美玉市中延 1511-4
美野里	株式会社 協同企業	一般ごみ	小美玉市西郷地 896-4
	有限会社 茨城クリーンサービス社	一般ごみ	東茨城郡茨城町長岡 1297-2
玉里	有限会社 玉里クリーン	一般・粗大ごみ	小美玉市栗又四ヶ 2572-2

③ 自己搬入又は市が許可する業者による収集運搬方法

自ら処分できないものについては、市長の指示する場所に自ら運搬するか、又は許可業者に依頼する。

④ 収集運搬を許可している業者

業者の名称	条件	所在地
小川運輸 有限会社	小美玉市全域	小美玉市中延 1511-4
有限会社 荻沼物流	小美玉市全域	小美玉市飯前 1446-6
株式会社 恋瀬産業	小美玉市全域	石岡市石岡 12883
有限会社 榊原商店	小美玉市全域	潮来市潮来 7166
北関東通商 株式会社	小美玉市全域	水戸市東前 3-234
有限会社 押手商店	小川・美野里地区	小美玉市飯前 1404-2
石岡興業 株式会社	美野里・玉里地区	石岡市大砂 10209-32
株式会社 常陽ダストサービス	美野里・玉里地区	石岡市石岡 2388-7
有限会社 常総センター	美野里・玉里地区	石岡市杉並 3-2-12
丸善エコアース 有限会社	小川地区	行方市羽生 673-2
株式会社 協同企業	茨城空港内	小美玉市西郷地 896-4
神栖埠頭 有限会社	茨城空港内	神栖市居切 1-10
株式会社 茨城県クリニッククリーン協会	美野里地区, 茨城空港内, デイサービスセンタースマイルハート小川	水戸市鯉淵町 1-5
小松崎運輸 有限会社	美野里地区 小川・玉里地区 (業者限定)	石岡市柿岡 2644-1
アミックス 株式会社	美野里地区	ひたちなか市津田東 2-6-12
有限会社 玉里クリーン	玉里地区, 茨城空港内	小美玉市栗又四ヶ 2572-2
有限会社 城東クリーンサービス	玉里地区	石岡市東石岡 4-4-59
株式会社 茨自販りサイクルセンター	小美玉市全域 (使用済自動車の廃プラスチック類)	小美玉市柴高 666-1
有限会社 鬼澤商事	小美玉市全域 (動植物性残さ)	小美玉市柴高 849-1
勝田環境 株式会社	小美玉市全域 (廃タイヤ)	ひたちなか市津田 2554-2
株式会社 三升商事	小美玉市全域 (市処理困難物)	小美玉市羽鳥 3047-2
株式会社 坂田エンタープライズ	美野里地区 (可燃ごみ, 木くず)	石岡市柏原 1-1
角屋紙業	美野里地区 (古紙・ダンボール)	笠間市下郷 4439-96
株式会社 結南クリーンセンター	エコス美野里店 (生ごみ)	結城市結城 7188
有限会社 梅木商会	美野里パーキングエリア内	守谷市本町 4245-4
株式会社 エム・ビー・シー	小川・美野里地区 (業者限定)	水戸市笠原町 1565-1

(2) し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬計画

自ら処分できないものについては、市長の指示する場所に自ら運搬するか、又は許可業者に依頼する。

- ・ 収集運搬を許可している業者

業者の名称	条件	所在地
小川運輸 有限会社	小美玉市全域	小美玉市中延 1511-4
小松崎運輸 有限会社	百里基地内(観閲式等)に限り 基地外仮設トイレ含む)	石岡市柿岡 2644-1
株式会社 協同企業	小川・美野里地区	小美玉市西郷地 896-4
有限会社 玉里クリーン	玉里地区	小美玉市栗又四ヶ 2572-2
石岡興業 株式会社	玉里地区	石岡市大砂 10209-32
有限会社 城東クリーンサービス	玉里地区	石岡市東石岡 4-4-59
有限会社 石岡衛生	玉里地区	石岡市東大橋 719
有限会社 鬼澤商事	小美玉市全域 (浄化槽汚泥のみ)	小美玉市柴高 849-1

(3) 中間処理計画

① 市の処理施設

区域	種類	施設の名称
小川・玉里地区	燃えるごみ	霞台厚生施設組合 環境センター 小美玉市高崎 1824-2 ※古紙：リサイクル事業者に直接搬入
	カン・金属類	
	ガラスびん	
	古紙類	
	ペットボトル	
	ガラス・陶磁器類	
	蛍光灯・電球	
	粗大ごみ	
	動物の死体	
	し尿	
	浄化槽汚泥 (農業集落排水汚泥含む)	
美野里地区	燃えるごみ	茨城美野里環境組合 クリーンセンター 小美玉市堅倉 1725-2 ※古紙：リサイクル事業者に直接搬入
	カン・金属類	
	ガラスびん	
	古紙類	
	ペットボトル	
	ガラス・陶磁器類	
	粗大ごみ	
	動物の死体	
	し尿	
	浄化槽汚泥 (農業集落排水汚泥含む)	

② 特定家庭用機器

市内に処理施設がないため、すべて市外にて委託処理する。

- ・ イバラキ流通サービス株式会社
かすみがうら市宍倉 5685-1
- ・ 株式会社ヤマガタ
ひたちなか市佐和 1395-2

その他、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第17条に規定する指定引取場所

8 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

(1) ごみ焼却処理施設

地区	小川・玉里地区	美野里地区
施設名称	霞台厚生施設組合 環境センター	茨城美野里環境組合 クリーンセンター
所在地	小美玉市高崎 1824-2	小美玉市堅倉 1725-2
処理形式	准連続式焼却炉（ストーカー炉）	准連続式焼却炉（ストーカー炉）
処理能力	126 t / 16 時間（63 t × 2 基）※	105 t / 24 時間（52.5 t × 2 炉）
竣工年月	平成 6 年 3 月	昭和 61 年 3 月

※ただし、霞台厚生施設組合環境センターについては、ダイオキシン類削減対策の一環として 1 炉 24 時間運転を実施

(2) 不燃物処理施設

地区	小川・玉里地区	美野里地区
施設名称	霞台厚生施設組合 環境センター	茨城美野里環境組合 クリーンセンター
所在地	小美玉市高崎 1824-2	小美玉市堅倉 1725-2
処理形式	横型回転式破砕機及び機械選別	リンググライダー方式
処理能力	30 t / 5 時間	30 t / 5 時間
竣工年月	平成 7 年 3 月	昭和 61 年 3 月

(3) 資源ごみ・蛍光灯・電球等保管施設

地区	小川・玉里地区	美野里地区
施設名称	霞台厚生施設組合 環境センター	茨城美野里環境組合 クリーンセンター
所在地	小美玉市高崎 1824-359	小美玉市堅倉 1725-2
構造	鉄筋コンクリート造（屋根付）	鉄筋コンクリート造（屋根付）
処理能力	1,950 m ²	972.65 m ²
竣工年月	平成 9 年 3 月	昭和 61 年 3 月

(4) 焼却灰・不燃残渣等

地区	小川・玉里地区	美野里地区
委託業者	1) 中央電気工業(株)	1) (株)ウイズウェイストジャパン 2) (財)茨城県環境保全事業団
所在地	1) 鹿嶋市光	1) 群馬県草津町 2) 笠間市福田
処分及び搬出量	1) 焼却残渣 975t * 熔融処理	1) 飛灰 161 t 2) 焼却灰 762 t, 不燃残渣 104 t

※搬出量：小数点第一位四捨五入

(5) し尿・浄化槽汚泥処理施設

地区	小川・玉里地区	美野里地区
施設名称	湖北環境衛生組合 石岡クリーンセンター	茨城地方広域環境事務組合
所在地	石岡市東府中 25-1	東茨城郡茨城町馬渡 244
処理形式	膜分離高負荷脱窒素処理(浸漬平膜)+高度処理	標準脱窒素処理+湿式酸化処理 +高度処理
処理能力	141 kℓ/日 (し尿 52 kℓ/日 浄化槽汚泥 89 kℓ/日)	152 kℓ/日 (し尿 106 kℓ/日 浄化槽汚泥 46 kℓ/日)
竣工年度	平成 17 年度	平成 5 年

(6) その他処理業を許可している業者

業者の名称	種類	所在地
百里開発 株式会社	市処理困難物 (がれき類)	小美玉市下吉影 1756-2
株式会社 沼田機業	剪定枝, 苧草	小美玉市野田 183
株式会社 茨自販 リサイクルセンター	使用済自動車の廃プラスチック類	小美玉市柴高 666-1
有限会社 鬼澤商事	動植物性残さ, 浄化槽汚泥	小美玉市柴高 849-1
株式会社 三久	市処理困難物 (廃プラスチック類, 紙・木・繊維・ゴム・金属・ガラス・コンクリート・陶磁器くず, がれき類)	小美玉市羽鳥 3047-2

9 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

(1) 特定家庭用機器（テレビ，エアコン，洗濯機・衣類乾燥機，冷蔵庫・冷凍庫）

家電小売店に引取りを求め，又は特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第17条に規定する指定引取場所に自ら搬入すること。

(2) パーソナルコンピュータ

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づきメーカー等に回収を依頼すること。

(3) 特別管理一般廃棄物（PCBを使用した部品，感染性一般廃棄物など）

他の廃棄物と混合するおそれのないように，排出者の責任において適正に処分すること。

(4) その他，市の処理施設で処理できないごみ

販売店，製造業者又は専門の処理業者に引き取りを依頼すること。

① 小川・玉里地区

タイヤ，農機具，便器，洗面台，農薬等，毒劇薬，塗料，シンナー，土砂，焼却灰，オイルなどの廃油，自動車，オートバイ，船舶，ピアノ，コンクリート，ブロック，レンガ，大型木材，鉄骨類，タイル，瓦，消火器，農業用ビニール，サイディング材，ドラム缶，ガスボンベ など

② 美野里地区

ワイヤーロープ，バッテリー，農薬，薬品，ガスボンベ，フェンス，コンクリート製品，土砂，瓦，レンガ，タイル，鋼材，ピアノ，浴槽，大型マッサージ機，配水管，ポンプ，モーター，ボイラー，ボイラー用タンク，ソーラーパネル，ドラム缶，農薬缶，自動車部品，オートバイ（原付含む），タイヤ，農機具及び部品，農業用ビニール，育苗箱，消火器，ハウスパイプ（切断しても不可），建築廃材（木材，石こう，ラスボード，トタン），焼却灰，厚さ3mm以上の鉄板・鉄骨・鉄パイプ，150cmを超えるもの など